

[設問1]

第1. 訴えについて

T社は、警告表示法が違憲かつ違法であるとして、
国に対し、損害賠償請求を行うことが考えらる(国賠法
1条1項)。また、T社は、同法が仮に合憲であるとしても、
憲法29条3項を根拠に、損失補償を求めることが
考えらる。

第2. 損害賠償請求

1. 憲法21条1項違反

T社は、警告表示法に基づき、たばこ容器に一般警告文
(4条)及び特別警告文(5条)の表示を強いられている。

- (1) 憲法21条1項は、一定の思想・見解や事実について、積極的
に表現する自由を保障している。そして、同条項は、これについて
表現しない自由すなわち、消極的表現の自由を保障している。

このため、T社は、たばこ容器に一般警告文及び特別警告文を
表示しない自由が~~保障~~憲法21条1項により保障されていること。

T社は、警告表示法に基づく制約を受けていることが言える。

- (2) 憲法21条1項が特に強い保障を受けているのは、思想の自由
市場の維持・発展につながるからである。そして、たばこ容器に
~~一般警告文及び特別警告文~~の表示を義務づけることは、それ
以外の表現を事実上封じる点で、思想の事自由市場の維持・発展に
マイナスの作用を及ぼす。

そこで、警告表示法の合憲性判定基準は、厳格審査の基準と

1.

用いられるべきである。具体的には、立法目的の必要不可欠性、
目的達成手段の必要最小限度性のいずれも満たさな
限り、違憲になると解すべきである。

- (3) 警告表示法の立法目的は、たばこによる疾病・死亡の低減、
受動喫煙による害の排除・減少、未成年者の喫煙防止、喫煙
の社会的費用の抑制にある。これは、いずれも必要不可欠である。

しかし、目的達成手段として必要最小限度とは言えない。
なぜなら、たばこ容器側面に表示する一般警告文の記載のみ
でも上記目的の達成は可能であり、たばこ容器の表面、かつ
に特別警告文の表示を義務づけるのは行わずで
あると考えらるからである。

- (4) よって、警告表示法は、^{5条}憲法21条1項に違反する。

2. 憲法29条1項違反

- (1) 警告表示法は、T社が警告表示法成立前の態様で
たばこ販売を行うことのできる既得権を害するものであり、財産
権を制約する。(29条1項)。

- (2) 国民は、既得権の存在により予測可能性を有することが
でき、経済活動に従事することができ、そうであれば、既得権
の内容を変更する立法は、経済活動の根幹をゆがかすので
ありと言えり。

そこで、規制立法の目的が、既得権に優先するほどの重要性を
有すること、規制手段の必要性^{のいふ}が満たす場合に限る、合憲で
あると解すべきである。

2.

(3) 立法目的が重要性を有することは、前述した通りである。

しかし、警告表示法公布の日に施行する(附則 1条)の~~いは~~なく、公布後、一定の期間を置き、たばこ販売業者が従前のたばこ容器の在庫~~を~~^{処理を終了}頃に施行することとしても、上記立法目的を達成できたと考えらる。

(4) よって、必要性を欠くことから、警告表示法は、憲法29条1項に違反する。

第3. 損失補償

1. 憲法29条3項は、公平を確保すべく、財産権の本質部分を著す強度な規制である場合には「特別の犠牲」に当たるとして、損失補償を認めたいと解される。

2. 警告表示法は、たばこによる疾病、死亡の低減を目指す等している点で、消極目的規制に当たる。また、たばこは、^{その身体}がんやその他の健康リスクをもたらす点で、財産権の^{一定程度}制約を受忍せざるを得ない。

しかし、警告表示法は、一般人ではなく、T社を含むたばこ販売を業とする集団にのみ個別的に適用される法令である。加えて、警告表示法の立法により、財産権の内容について根本的な変更がもたらせられたと言えり。

以上より、警告表示法に基づく規制は、財産権の本質的部分を著す強度な規制に当たる。

3. よって、T社に対する損失補償が認めらる。

[設問2&3]

第1. 損害賠償請求

1. 憲法21条1項違反について

(1) 国側は、政治的表現を義務づけたのではなく、営利に関し表現を行うが義務づけたにすぎないと反論することが考えらる。

(2) 憲法21条1項が厚く保障されているのは、表現活動により政治的意思決定に関与するという自己統治の価値が背後にあるからであると言えり。すなわち、自己統治の価値を欠く営利的表現に関与する規制立法には厳格審査の基準を用いるべきではない。

そこで、警告表示法の合憲性判定基準として、厳格度の緩和された基準を用いるべきであり、具体的には、~~警告~~立法目的が重要であること、目的と手段の間に実質的関連性があること、のいずれも満たす場合には合憲になると解すべきである。

(3) 前述の通り、立法目的は重要である。

また、喫煙者は、非喫煙者 compared 約2~4倍の発がんリスクを持つ他、心筋梗塞、脳卒中についても非喫煙者の1.7倍の発がんリスクがあることが明らかとなっている。

むしろ、喫煙と肺がんの関係は、成人の8割以上が認識する一方、心臓病、脳卒中との関係は成人の4割前後^が認識しているにすぎない。

そうだとすると、たばこ容器の表・うら面に特別警告文を表示する義務について注意喚起する~~こと~~ことは、決して過剰な手段を求めているということではでない。

^{以上より}
~~おと~~、目的と手段の実質的関連性が認められる。

(4) よって、憲法29条1項に反しない。

2. 憲法29条1項違反について

(1) 英 国側は、財産権を規制する立法は、合憲性の推定が働くから、原告の主張は厳格に過ぎる。この反論を行うことが考えられる。

(2) 財産権に対する規制^{において}は、立法府の裁量権が尊重されるべきである。~~べきでない。~~

そこで、財産権の内容、財産権の変更の程度、及び保護される公益の性質を考慮して、目的と手段の間に合理性が認められる場合には合憲となると解する。

(3) 確かに、従前のたばこ容器~~に~~に入れたたばこは、警告表示法施行後は適法に販売できなくなった。このため、

財産権の変更の程度は大きい。

^{たばこの販売方法や}
しかし、たばこ容器の表示の態様は、たばこに対する国際的潮流をふまえて柔軟に変更されることが予定されている。

また、警告表示法施行により保護される公益は、^喫煙者及び喫煙者の周りにいる一般人の健康であり、重大な法益である。

以上の点をふまえると、喫煙の広がりに伴う健康リスクが顕在化する前に^{同法を}即座に公布・施行することは、目的と手段の合理性欠くとは言えない。

(4) よって、憲法29条1項に違反しない。

5.

第2 損失補償

1. 国側は、警告表示法に補償規定が存しない以上、原告が補償を受けようとすることはできないと反論が考えられる。

2. この点につき、公平性の担保と立法者意思尊重との調和の観点から、立法者意思に反しない限りにおいて、

憲法29条3項を直接適用することが認められると解する。

本件において、警告表示法制定時において、立法府が補償規定を置くことをあて見させた事情はない。

よって、憲法29条3項の直接適用により原告の主張が認められる。
補償が認められること 132m

以上